

総務省の「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」の 中間とりまとめについて（談話）

2008年9月10日

日本高等学校教職員組合

書記長 藤田新一

総務省内に設置した「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」（座長・佐藤博樹東京大学教授）は8月22日、「中間とりまとめ」（以下「中間まとめ」）を発表した。総務省は「中間まとめ」について、9月末までの意見募集をおこなっている。

そもそも、この「研究会」は、行政改革推進法にもとづき、総務省が昨年以來、地方への乱暴な技能労務職員の賃下げ・民間委託などをおしつけるための「理屈づけ」をねらって設置したものである。そうした「研究会」の「中間まとめ」は、学校現業職員の賃金を引き下げを契機に地方公務員全体の賃金を引き下げることをおこなっている。さらに、「中間まとめ」は、人事院勧告制度や労働基本権を否定する重大な問題点をはらんでいる。

日高教は、こうした「中間まとめ」について、下記の3点にわたり問題点を指摘するとともに、総務省に対して強く抗議するものである。

第1の問題点は、「研究会」が、始めから技能労務職員の賃金を引き下げることを目的に設置され、経済財政諮問会議の「経済財政改革の基本方針2007」に即してまとめられたことである。

そのことは、「研究会」の開催の「趣旨」が、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）等において、技能労務職員の給与は民間の給与水準に比べて高いのではないかという指摘がある。これに対応して、各地方公共団体においてもその見直しに向けた取組をより一層進める必要がある。こうした取組に資するため、技能労務職員の給与決定の基本的考え方を整理するとともにその具体的な反映手法等について研究する」と述べていることから明白である。

第2の問題点は、学校現業職員の賃金決定を人事委員会の勧告制度の対象から除外して、賃金を引き下げようとしていることである。

そのことは、「中間まとめ」が、冒頭に「技能労務職員の給与は、現行制度上、人事委員会勧告の対象とはならず、労働協約を締結することができるなど、

法の適用関係が他の一般行政職等とは異なっている」（「現状と課題」）と規程していることから明白である。

「中間まとめ」は、その根拠として「毎年、人事院と各人事委員会が協力して、『職種別民間給与実態調査』を実施している。調査対象企業・事業所（50人以上）に、技能労務職相当職の労働者がいることはあるが、この調査は、主に一般行政職との給与水準の比較を行うためのものであり、十分なサンプルもえられない。」ことをあげているが、これは、労働基本権剥奪の代償機関として人事院勧告制度そのものを歪めるものである。

地方自治体の賃金などの決定において、人事委員会の勧告すら議会の多数でふみにじり、賃金・一時金を10%も削減するなど、教職員の生活と権利を破壊する異常な事態がひろがっていることこそ重大な問題である。

第3の問題点は、「中間まとめ」が、各道府県高教組の労使関係にまで不当に介入し、学校現業職員の賃金決定にかかわる労使関係を否定する立場に立っていることである。

「中間まとめ」は、「交渉を一般行政職員の職員団体と一体になって行ったり、同時並行的に行っていたりする場合もある」として、「協約締結主体としての適格性や協約の効力など、本来法律が予定している手続きなど再確認が必要である」と述べているが、こうした暴論は断じて認めることはできない。

さらに「中間まとめ」は、「議会及び住民・国民」に「説明責任を果たさなければならない」として、「交渉の経緯や給与決定の過程に関する説明を果たすことも重要ではないか」と述べている。いま、学校現業職員の労働条件にかかわる基本的問題ですら、管理運営事項として労使交渉から排除されていることこそ重大な問題である。

日高教は、この間、総務省による学校現業職員の業務の民間委託、賃金引下げ攻撃の不当性を幾度となくきびしく指摘してきた。今回の総務省の「中間まとめ」は、「研究会」という「公平性」を装いながら、学校現業職員の賃金の引き下げを「正当化」しようとしているが、そのねらいが、学校現業職員の業務の民間委託の推進、地方公務員全体の賃金引下げにあることは明白であり、新たにごまかしを重ねるものである。

日高教は、学校現業職員をはじめ高校・障害児学校で働くすべての教職員の賃金・労働条件の改善、子どもと学校の安心・安全、豊かな教育環境づくりのために全力で奮闘する決意を改めて表明するとともに、今回の総務省の「中間まとめ」に重ねて強く抗議するものである。

以上